

## ⑨ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の見直し

### 第1 基本的な考え方

より質の高い在宅医療の提供を適切に評価する観点から、訪問診療の算定回数等に応じて在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の評価を見直す。

### 第2 具体的な内容

1. 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の算定における単一建物診療患者の数が10人以上19人以下、20人以上49人以下及び50人以上の場合の評価を新設する。
2. 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料を届出している保険医療機関のうち、当該医療機関の直近3月の訪問診療の算定回数等が2,100回を超える保険医療機関（看取りの件数等に係る一定の基準を満たす場合を除く。）について、単一建物診療患者の数が10人以上である患者に対する在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の評価を見直す。
3. 医療DX及び医薬品の安定供給に資する取組の推進に伴い、在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の評価を見直す。

改定案	現行
<p>【在宅時医学総合管理料】</p> <p>1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合</p> <p>イ 病床を有する場合</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 5,385点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 4,485点</p> <p>③ 単一建物診療患者が10人</p>	<p>【在宅時医学総合管理料】</p> <p>1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合</p> <p>イ 病床を有する場合</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 5,400点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 4,500点</p> <p>③ ①及び②以外の場合</p>

<p>以上19人以下の場合 2,865点</p> <p>④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 2,400点</p> <p>⑤ ①から④まで以外の場合 2,110点</p> <p>(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 4,485点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 2,385点</p> <p>③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 1,185点</p> <p>④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 1,065点</p> <p>⑤ ①から④まで以外の場合 905点</p> <p>(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（(1)及び(2)の場合を除く。）</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 3,014点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,670点</p> <p>③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 865点</p> <p>④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 780点</p> <p>⑤ ①から④まで以外の場合 660点</p> <p>(4) 月1回訪問診療を行ってい</p>	<p>2,880点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 4,500点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 2,400点</p> <p>③ ①及び②以外の場合 1,200点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（(1)及び(2)の場合を除く。）</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 3,029点</p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,685点</p> <p>③ ①及び②以外の場合 880点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 月1回訪問診療を行ってい</p>
--	--

<p>る場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>2,745点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,485点</u></p> <p>③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 <u>765点</u></p> <p>④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 <u>670点</u></p> <p>⑤ ①から④まで以外の場合 <u>575点</u></p> <p>(5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,500点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>828点</u></p> <p>③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 <u>425点</u></p> <p>④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 <u>373点</u></p> <p>⑤ ①から④まで以外の場合 <u>317点</u></p> <p>□ 病床を有しない場合</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>4,985点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>4,125点</u></p> <p>③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 <u>2,625点</u></p>	<p>る場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>2,760点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,500点</u></p> <p>③ ①及び②以外の場合 <u>780点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,515点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>843点</u></p> <p>③ ①及び②以外の場合 <u>440点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>□ 病床を有しない場合</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>5,000点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>4,140点</u></p> <p>③ ①及び②以外の場合 <u>2,640点</u></p>
--	---

<p>④ <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2,205点</p>	
<p>⑤ <u>①から④まで以外の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>1,935点</p>	
<p>(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）</p>	<p>(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）</p>
<p>① 単一建物診療患者が1人の場合</p>	<p>① 単一建物診療患者が1人の場合</p>
<p>4,085点</p>	<p>4,100点</p>
<p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</p>	<p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</p>
<p>2,185点</p>	<p>2,200点</p>
<p>③ <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u></p>	<p>③ <u>①及び②以外の場合</u></p>
<p>1,085点</p>	<p>1,100点</p>
<p>④ <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>970点</p>	
<p>⑤ <u>①から④まで以外の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>825点</p>	
<p>(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p>	<p>(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p>
<p>（(1)及び(2)の場合を除く。）</p>	<p>（(1)及び(2)の場合を除く。）</p>
<p>① 単一建物診療患者が1人の場合</p>	<p>① 単一建物診療患者が1人の場合</p>
<p>2,774点</p>	<p>2,789点</p>
<p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</p>	<p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</p>
<p>1,550点</p>	<p>1,565点</p>
<p>③ <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u></p>	<p>③ <u>①及び②以外の場合</u></p>
<p>805点</p>	<p>820点</p>
<p>④ <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>720点</p>	
<p>⑤ <u>①から④まで以外の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>611点</p>	
<p>(4) 月1回訪問診療を行っている場合</p>	<p>(4) 月1回訪問診療を行っている場合</p>
<p>① 単一建物診療患者が1人</p>	<p>① 単一建物診療患者が1人</p>

<p>の場合 <u>2,505点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,365点</u></p> <p>③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 <u>705点</u></p> <p>④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 <u>615点</u></p> <p>⑤ ①から④まで以外の場合 <u>525点</u></p> <p>(5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,380点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>768点</u></p> <p>③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 <u>395点</u></p> <p>④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 <u>344点</u></p> <p>⑤ ①から④まで以外の場合 <u>292点</u></p> <p>2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>4,585点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>3,765点</u></p> <p>(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 <u>2,385点</u></p>	<p>の場合 <u>2,520点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,380点</u></p> <p>③ ①及び②以外の場合 <u>720点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,395点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>783点</u></p> <p>③ ①及び②以外の場合 <u>410点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>4,600点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>3,780点</u></p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 <u>2,400点</u></p>
---	--

<p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p style="text-align: right;">2,010点</p>	
<p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p style="text-align: right;">1,765点</p>	
<p>□ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）</p>	<p>□ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）</p>
<p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u></p>	<p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u></p>
<p style="text-align: right;">3,685点</p>	<p style="text-align: right;">3,700点</p>
<p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u></p>	<p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u></p>
<p style="text-align: right;">1,985点</p>	<p style="text-align: right;">2,000点</p>
<p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u></p>	<p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u></p>
<p style="text-align: right;">985点</p>	<p style="text-align: right;">1,000点</p>
<p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p style="text-align: right;">875点</p>	
<p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p style="text-align: right;">745点</p>	
<p>ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）</p>	<p>ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）</p>
<p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u></p>	<p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u></p>
<p style="text-align: right;">2,554点</p>	<p style="text-align: right;">2,569点</p>
<p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u></p>	<p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u></p>
<p style="text-align: right;">1,450点</p>	<p style="text-align: right;">1,465点</p>
<p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u></p>	<p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u></p>
<p style="text-align: right;">765点</p>	<p style="text-align: right;">780点</p>
<p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p style="text-align: right;">679点</p>	
<p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p style="text-align: right;">578点</p>	
<p>ニ 月1回訪問診療を行っている場合</p>	<p>ニ 月1回訪問診療を行っている場合</p>
<p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u></p>	<p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u></p>
<p style="text-align: right;">2,285点</p>	<p style="text-align: right;">2,300点</p>
<p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以</u></p>	<p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以</u></p>

<p>上 9 人以下の場合 1, 265点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> 665点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> 570点</p> <p>(5) <u>(1) から (4) まで以外の場合</u> 490点</p> <p>ホ 月 1 回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合 1, 270点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合 718点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> 375点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> 321点</p> <p>(5) <u>(1) から (4) まで以外の場合</u> 275点</p> <p>3 1 及び 2 に掲げるもの以外の場合</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月に 2 回以上訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合 3, 435点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合 2, 820点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> 1, 785点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> 1, 500点</p>	<p>上 9 人以下の場合 1, 280点</p> <p>(3) <u>(1) 及び (2) 以外の場合</u> 680点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ 月 1 回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合 1, 285点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合 733点</p> <p>(3) <u>(1) 及び (2) 以外の場合</u> 390点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 1 及び 2 に掲げるもの以外の場合</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月に 2 回以上訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合 3, 450点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合 2, 835点</p> <p>(3) <u>(1) 及び (2) 以外の場合</u> 1, 800点</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> <u>1,315点</u></p> <p>ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>2,735点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,460点</u></p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> <u>735点</u></p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> <u>655点</u></p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> <u>555点</u></p> <p>ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>2,014点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,165点</u></p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> <u>645点</u></p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> <u>573点</u></p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> <u>487点</u></p> <p>ニ 月1回訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,745点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>980点</u></p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上</u></p>	<p>(新設)</p> <p>ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>2,750点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,475点</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> <u>750点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>2,029点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,180点</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> <u>660点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ニ 月1回訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,760点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>995点</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u></p>
--	---

<u>上19人以下の場合</u>	<u>560点</u>
545点 <u>(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u>	(新設)
455点 <u>(5) (1)から(4)まで以外の場合</u>	(新設)
ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合	ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
(1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,000点	(1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,015点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
575点	590点
(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u>	(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u>
315点	330点
(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u>	(新設)
264点	(新設)
(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u>	
225点	
[算定要件]	[算定要件]
注1～6 (略)	注1～6 (略)
7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。	7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。
イ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	イ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
(1) 単一建物診療患者が1人の場合 400点	(1) 単一建物診療患者が1人の場合 400点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 200点	(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 200点
(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19以下の場合</u> 100点	(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> 100点
(4) <u>単一建物診療患者が20人以</u>	(新設)

<p style="text-align: center;"><u>上49人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">85点</p> <p><u>(5) (1)から(4)まで以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">75点</p> <p>□ 在宅療養実績加算 1</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 300点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 150点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19以下の場合</u> 75点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">63点</p> <p><u>(5) (1)から(4)まで以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">56点</p> <p>ハ 在宅療養実績加算 2</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 200点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 100点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19以下の場合</u> 50点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">43点</p> <p><u>(5) (1)から(4)まで以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">38点</p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 <u>1のイの(1)の③から⑤、1のイの(2)の③から⑤、1のイの(3)の③から⑤、1のイの(4)の③から⑤、1のイの(5)の③から⑤、1の口の(1)の③から⑤、1の口の(2)の③から⑤、1の口の(3)の③から⑤、1の口の(4)の③から⑤、1の口の(5)の③から⑤、2のイの(3)から(5)、2の口の(3)から(5)、2のハの(3)から(5)、2のニの(3)から(5)、2のホの(3)から(5)、3のイの(3)から(5)、3の口の(3)から(5)、3のハの(3)から(5)、3のニの</u></p>	<p>(新設)</p> <p>□ 在宅療養実績加算 1</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 300点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 150点</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">75点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 在宅療養実績加算 2</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 200点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 100点</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">50点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

(3)から(5)及び3の木の(3)から(5)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の60に相当する点数を算定する。

【施設入居時等医学総合管理料】

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

イ 病床を有する場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が1人の場合 3,885点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 3,225点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 2,865点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 2,400点

⑤ ①から④まで以外の場合 2,110点

(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）

① 単一建物診療患者が1人の場合 3,185点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,685点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 1,185点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 1,065点

⑤ ①から④まで以外の場合

【施設入居時等医学総合管理料】

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

イ 病床を有する場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が1人の場合 3,900点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 3,240点

③ ①及び②以外の場合 2,880点

(新設)

(新設)

(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）

① 単一建物診療患者が1人の場合 3,200点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,700点

③ ①及び②以外の場合 1,200点

(新設)

(新設)

<p style="text-align: right;"><u>905点</u></p> <p>(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合 ( (1) 及び (2) の場合を除く。 )</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>2,234点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,250点</u></p> <p>③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 <u>865点</u></p> <p>④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 <u>780点</u></p> <p>⑤ ①から④まで以外の場合 <u>660点</u></p> <p>(4) 月1回訪問診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,965点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,065点</u></p> <p>③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 <u>765点</u></p> <p>④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 <u>670点</u></p> <p>⑤ ①から④まで以外の場合 <u>575点</u></p> <p>(5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,110点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</p>	<p>(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合 ( (1) 及び (2) の場合を除く。 )</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>2,249点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,265点</u></p> <p>③ ①及び②以外の場合 <u>880点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 月1回訪問診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,980点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,080点</u></p> <p>③ ①及び②以外の場合 <u>780点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,125点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</p>
---	---

618点	633点
③ <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u>	③ <u>①及び②以外の場合</u>
425点	440点
④ <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u>	(新設)
373点	(新設)
⑤ <u>①から④まで以外の場合</u>	
317点	
□ 病床を有しない場合	□ 病床を有しない場合
(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合	(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合
① <u>単一建物診療患者が1人の場合</u>	① <u>単一建物診療患者が1人の場合</u>
3,585点	3,600点
② <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u>	② <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u>
2,955点	2,970点
③ <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u>	③ <u>①及び②以外の場合</u>
2,625点	2,640点
④ <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u>	(新設)
2,205点	(新設)
⑤ <u>①から④まで以外の場合</u>	
1,935点	
(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）	(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）
① <u>単一建物診療患者が1人の場合</u>	① <u>単一建物診療患者が1人の場合</u>
2,885点	2,900点
② <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u>	② <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u>
1,535点	1,550点
③ <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u>	③ <u>①及び②以外の場合</u>
1,085点	1,100点
④ <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u>	(新設)
970点	(新設)
⑤ <u>①から④まで以外の場合</u>	
825点	
(3) 月2回以上訪問診療等を行	(3) 月2回以上訪問診療等を行

<p>っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（(1)及び(2)の場合を除く。）</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>2,054点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,160点</u></p> <p>③ <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> <u>805点</u></p> <p>④ <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> <u>720点</u></p> <p>⑤ <u>①から④まで以外の場合</u> <u>611点</u></p> <p>(4) 月1回訪問診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,785点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>975点</u></p> <p>③ <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> <u>705点</u></p> <p>④ <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> <u>615点</u></p> <p>⑤ <u>①から④まで以外の場合</u> <u>525点</u></p> <p>(5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,020点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>573点</u></p> <p>③ 単一建物診療患者が10人</p>	<p>っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（(1)及び(2)の場合を除く。）</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>2,069点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,175点</u></p> <p>③ <u>①及び②以外の場合</u> <u>820点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 月1回訪問診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,800点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>990点</u></p> <p>③ <u>①及び②以外の場合</u> <u>720点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>① 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,035点</u></p> <p>② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>588点</u></p> <p>③ <u>①及び②以外の場合</u></p>
---	---

<p style="text-align: right;"><u>以上19人以下の場合</u> 395点</p> <p>④ <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> 344点</p> <p>⑤ <u>①から④まで以外の場合</u> 292点</p> <p>2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u> 3,285点</p> <p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u> 2,685点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> 2,385点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> 2,010点</p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> 1,765点</p> <p>ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）</p> <p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u> 2,585点</p> <p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u> 1,385点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> 985点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> 875点</p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> 745点</p> <p>ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回</p>	<p style="text-align: right;">410点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u> 3,300点</p> <p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u> 2,700点</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> 2,400点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）</p> <p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u> 2,600点</p> <p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u> 1,400点</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> 1,000点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回</p>
---	--

<p>以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,894点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,090点</u></p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> <u>765点</u></p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> <u>679点</u></p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> <u>578点</u></p> <p>ニ 月1回訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,625点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>905点</u></p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> <u>665点</u></p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> <u>570点</u></p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> <u>490点</u></p> <p>ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>940点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>538点</u></p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> <u>375点</u></p>	<p>以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,909点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>1,105点</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> <u>780点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ニ 月1回訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,640点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>920点</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> <u>680点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>955点</u></p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>553点</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> <u>390点</u></p>
---	--

<p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p style="text-align: right;">321点</p>	
<p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">275点</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 1及び2に掲げるもの以外の場合</p>	<p>3 1及び2に掲げるもの以外の場合</p>
<p>イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月に2回以上訪問診療を行っている場合</p>	<p>イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合</p>
<p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u></p> <p style="text-align: right;">2,435点</p>	<p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u></p> <p style="text-align: right;">2,450点</p>
<p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">2,010点</p>	<p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">2,025点</p>
<p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">1,785点</p>	<p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">1,800点</p>
<p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">1,500点</p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">1,315点</p>	<p>(新設)</p>
<p>ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）</p>	<p>ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）</p>
<p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u></p> <p style="text-align: right;">1,935点</p>	<p>(1) <u>単一建物診療患者が1人の場合</u></p> <p style="text-align: right;">1,950点</p>
<p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">1,010点</p>	<p>(2) <u>単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">1,025点</p>
<p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">735点</p>	<p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">750点</p>
<p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u></p> <p style="text-align: right;">655点</p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">555点</p>	<p>(新設)</p>
<p>ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）</p>	<p>ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）</p>

<p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,534</u>点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>895</u>点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> <u>645</u>点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> <u>573</u>点</p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> <u>487</u>点</p> <p>ニ 月1回訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,265</u>点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>710</u>点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> <u>545</u>点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> <u>455</u>点</p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> <u>395</u>点</p> <p>ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>760</u>点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>440</u>点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合</u> <u>315</u>点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> <u>264</u>点</p>	<p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,549</u>点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>910</u>点</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> <u>660</u>点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ニ 月1回訪問診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>1,280</u>点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>725</u>点</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> <u>560</u>点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 <u>775</u>点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 <u>455</u>点</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> <u>330</u>点</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> 225点</p> <p>[算定要件] 注1・2 (略)</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。</p> <p>イ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 300点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 150点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19以下の場合</u> 75点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> 63点</p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> 56点</p> <p>ロ 在宅療養実績加算1</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 225点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 110点</p> <p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19以下の場合</u> 56点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> 47点</p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> 42点</p> <p>ハ 在宅療養実績加算2</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 150点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 75点</p>	<p>(新設)</p> <p>[算定要件] 注1・2 (略)</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。</p> <p>イ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 300点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 150点</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> 75点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 在宅療養実績加算1</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 225点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 110点</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> 56点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 在宅療養実績加算2</p> <p>(1) 単一建物診療患者が1人の場合 150点</p> <p>(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 75点</p>
---	--

<p>(3) <u>単一建物診療患者が10人以上19以下の場合</u> 40点</p> <p>(4) <u>単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合</u> 33点</p> <p>(5) (1) から(4)まで以外の場合 30点</p> <p>4 (略)</p> <p>5 区分番号C002の注2から注5まで、注8から注10まで及び注14の規定は、施設入居時等医学総合管理料について準用する。この場合において、同注3及び同注5中「在宅時医学総合管理料」とあるのは、「施設入居時等医学総合管理料」と読み替えるものとする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p><b>【施設基準】</b></p> <p>第四 在宅医療</p> <p>一の六 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の施設基準</p> <p>(10) <u>在宅時医学総合管理料の注14（施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める基準</u></p> <p><u>当該保険医療機関の訪問診療の回数及び当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関（令和6年3月31日までに開設した保険医療機関を除く。）の訪問診療の回数の合計が一定数を超えないこと。</u></p>	<p>(3) (1) 及び(2)以外の場合 40点</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 区分番号C002の注2から注5まで及び注8から注10までの規定は、施設入居時等医学総合管理料について準用する。この場合において、同注3及び同注5中「在宅時医学総合管理料」とあるのは、「施設入居時等医学総合管理料」と読み替えるものとする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p><b>【施設基準】</b></p> <p>第四 在宅医療</p> <p>一の六 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の施設基準</p> <p>(新設)</p>
--	---

4. 機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院について、各年5月から7月までの訪問診療の回数が一定回数を超える場合においては、データに基づく適切な評価を推進する観点から次年の1月か

ら在宅データ提出加算に係る届出を要件とする。

改 定 案	現 行
<p>【在宅療養支援診療所】 [施設基準] 第三 医学管理等 六 在宅療養支援診療所の施設基準 (1) 次のいずれの基準にも該当するものであること イ～ヨ (略) タ <u>訪問診療の回数が一定数以上の場合にあつては、在宅データ提出加算に係る届出を行っている医療機関であること。</u></p> <p>※ <u>第三の六の(2)及び機能強化型の在宅療養支援病院についても同様。</u></p>	<p>【在宅療養支援診療所】 [施設基準] 第三 医学管理等 六 在宅療養支援診療所の施設基準 (1) 次のいずれの基準にも該当するものであること イ～ヨ (略) (新設)</p>

[経過措置]

1. 第三の六の(1)タ、第三の六の(2)ヨ、第四の一の(1)タ及び第四の一の(2)タに係る規定は、令和6年3月31日において現に機能強化型の在宅療養診療所及び在宅療養病院の届出を行っている場合は、令和7年5月31日までの間に限り、在宅データ提出加算に係る基準を満たすものとする。
2. 第四の一の六(10)に係る規定は、令和6年3月31日において現に在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の届出を行っている保険医療機関については、令和6年9月30日までは当該基準を満たすものとする。